

京都市国際交流賞規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第98号

京都市国際交流賞規則等の一部を改正する規則

(京都市国際交流賞規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」に改める。

- (1) 京都市国際交流賞規則第3条
- (2) 京都市情報公開条例施行規則第13条
- (3) 京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則第2条

(京都市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」に、「市民協働・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」に改め、同条第2項第1号ア及びイ並びに第2号イ中「市民協働・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」に改める。

第25条中「市民協働・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」に改める。

(京都市市民参加推進条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市市民参加推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条中「総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)